

令和5年度

一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理実施計画)  
(生活排水処理実施計画)

西臼杵広域行政事務組合  
(高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町)



## 令和5年度 西臼杵広域行政事務組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり「令和5年度西臼杵広域行政事務組合一般廃棄物処理実施計画」を定める。

令和5年4月1日

西臼杵広域行政事務組合 管理者 甲斐 宗之

### 1. 一般廃棄物の処理計画区域に係る排出量見込み

#### (1) ごみ

単位：t

区分	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
燃やすごみ	2,891	697	608	4,196
資源ごみ	380	107	92	579
古紙類	315	82	80	477
合計	3,586	886	780	5,252

※可燃性粗大ごみは燃やすごみに、不燃性粗大ごみは資源ごみに含む。

#### (2) し尿・浄化槽汚泥

単位：kL

区分	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
し尿	1,524	997	451	2,972
浄化槽汚泥	4,615	2,509	2,276	9,400
合計	6,139	3,506	2,727	12,372

※日之影町の浄化槽汚泥には農業集落排水を含む

### 2. 一般廃棄物の処理主体（以下、西臼杵広域行政事務組合を「事務組合」という）

#### (1) ごみ

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	事務組合(委託・許可)	事務組合(直営)	事務組合(委託)
資源ごみ	事務組合(委託・許可)	事務組合(委託)	事務組合(委託)
古紙類	事務組合(委託・許可)	事務組合(委託)	事務組合(委託)
粗大ごみ	直接搬入	事務組合(直営)	事務組合(委託)

#### (2) し尿・浄化槽汚泥

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	事務組合(委託・許可)	事務組合(直営)	事務組合(委託)
浄化槽汚泥	事務組合(委託・許可)	事務組合(直営)	事務組合(委託)

### 3. 処理計画

#### (1) ごみ処理実施計画

区分	廃棄物の種類	処理施設等	処理方法
燃やすごみ	燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理中継施設</li> <li>・延岡市清掃工場</li> <li>・民間最終処分場 (一部セメント原料)</li> </ul>	積替・焼却・埋立
資源ごみ	燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理中継施設</li> <li>・再商品化事業者</li> <li>・小型家電認定事業者</li> <li>・民間処分場(残渣)</li> <li>・乾電池専門事業者</li> <li>・蛍光管専門事業者</li> </ul>	選別・資源化・埋立
	あきびん類(無色)	容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡す	資源化
	あきびん類(茶色)		
	あきびん類(その他色)		
	あき缶類	再生利用事業者等に売却	
	ペットボトル	再商品化事業者等に引き渡す	
プラスチック製容器	容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡す		
古紙類	新聞	一括して、再生利用事業者等に売却	資源化
	チラシ		
	雑誌類		
	厚紙類		
	ダンボール		
粗大ごみ	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理中継施設</li> <li>・延岡市清掃工場</li> <li>・再商品化事業者</li> <li>・民間最終処分場</li> </ul>	解体・焼却・資源化・埋立

(2) 生活排水処理実施計画

農業集落排水・合併浄化槽・単独浄化槽・一般し尿（汲み取り）それぞれを計画的に収集する。

生活排水処理形態人口

生活排水処理形態			令和5年度対象人口
計 画 処 理 人 口			18,928 人
水 洗 化 人 口	公共下水道	高千穂町	3,624 人
		日之影町	0 人
		五ヶ瀬町	0 人
	農業集落排水	高千穂町	0 人
		日之影町	233 人
		五ヶ瀬町	0 人
	合併処理浄化槽	高千穂町	6,716 人
		日之影町	2,461 人
		五ヶ瀬町	2,562 人
	コミュニティープラント	高千穂町	0 人
		日之影町	0 人
		五ヶ瀬町	0 人
非水洗化人口	単独処理浄化槽	高千穂町	793 人
		日之影町	165 人
		五ヶ瀬町	116 人
	し尿汲み取り	高千穂町	543 人
		日之影町	895 人
		五ヶ瀬町	820 人

#### 4. 収集運搬計画

##### (1) ごみ

収集運搬する廃棄物の収集方法及び回数は、次の区分により原則として、ステーション方式で収集する。

区分	廃棄物の種類	収集方法	収集回数
燃やすごみ	厨芥類・紙類等	指定袋(大・中・小)	週2回(一部1回)
資源ごみ	燃やさないごみ	指定袋	月2回(一部1回)
	あきびん類(無色)		
	あきびん類(茶色)		
	あきびん類(その他の色)		
	あき缶類	透明の袋	
	ペットボトル		
	プラスチック製容器		
古紙類	新聞	紐で十文字に縛る	月1回程度
	チラシ		
	雑誌類		
	厚紙類		
	ダンボール		
粗大ごみ	粗大ごみ	直接搬入	随時

◇ 一般廃棄物収集運搬業の許可

◇ 事業所から多量に排出される場合は、直接搬入する。

◇ 事業所(者)自ら処理するものを除き、西臼杵広域行政事務組合が委託又は許可した一般廃棄物収集運搬業者「株式会社 西臼杵衛生公社(高千穂町及び五ヶ瀬町全域)・有限会社 岩本衛生工業(日之影町全域)」が収集運搬する。

◇ 収集運搬体制については、収集運搬業務が円滑に遂行されているので現体制で実施することとする。

(2) し尿・浄化槽汚泥  
収集運搬計画

区 分	処 理 主 体	事 業 者	収 集 方 法	区 域
し 尿 浄 化 槽 汚 泥	西 臼 杵 広 域 行 政 事 務 組 合 (委 託 ・ 許 可)	(株) 西 臼 杵 衛 生 公 社	バ キ ュ ー ム 車	高 千 穂 町 五 ヶ 瀬 町
		(有) 岩 本 衛 生 工 業		日 之 影 町

※し尿及び浄化槽汚泥は、人口の減少及び高千穂町の公共下水道の普及により搬入量が減少傾向にあり、現行の許可業者で安定した収集運搬体制が維持できると判断できる。

5. 中間処理計画

(1) ごみ

燃やすごみ及び可燃性の処理残渣並びにプラスチック製容器（一部民間業者）については、広域ごみ処理協定に基づき延岡市に処理を委託する。ペットボトル・小型家電（一部）・蛍光管・乾電池類は再商品化事業者等に引き渡す。処理後の鉄類・アルミ・小型家電（一部）及び古紙類は有償売却する。

区 分	廃 棄 物 の 種 類	処 理 処 分 先
燃やすごみ	厨芥類・紙類・可燃性残渣等	延 岡 市
		民 間 業 者 (小 林 市)
資 源 ご み	燃 や さ な い ご み	民 間 業 者
		小 型 家 電 認 定 業 者 (県 外)
	あ き び ん 類 (無 色)	(財) 日 本 容 器 包 装 リ サ イ ク ル 協 会
	あ き び ん 類 (茶 色)	
	あ き び ん 類 (そ の 他 の 色)	
	あ き 缶 類	民 間 業 者 (宮 崎 県 内)
	ペ ッ ト ボ ト ル	
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器	民 間 団 体 (延 岡 市)	
	民 間 業 者 (宮 崎 県 内)	
古 紙 類	新 聞	民 間 業 者 (宮 崎 県 内)
	チ ラ シ	
	雑 誌 類	
	厚 紙 類	
	ダンボール	
粗 大 ご み	粗 大 ご み	延 岡 市
		民 間 業 者 (宮 崎 県 内)

(2) し尿・浄化槽汚泥

- ① し尿収集量は減少傾向にあるのに対し、浄化槽汚泥収集量は増加傾向にあるなか、処理を安定して行う。また、脱水汚泥の処分はたい肥化（農地還元）を促進し計画的処理する。
- ② 浄化槽管理者に対し、保守点検・清掃・法定検査を確実に実施するよう啓発に努め、衛生的な処理を確保する。

6. 最終処分計画

管内に一般廃棄物最終処分場を設置しておらず、当分の間は、民間処理業者に処分を委託する。

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- ① 多量の一般廃棄物については、運搬すべき場所及び方法を別に指示する。
- ② 処理困難物（自動車タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・農機具等）は、販売店または取扱店等への引き取りを推進する。
- ③ 資源有効利用促進法（パーソナルコンピューター）及び特定家庭用機器再商品化法対象商品（テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）・冷蔵庫（冷凍庫を含む）・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）は、排出者が製造事業者または販売店等に直接処理を依頼する。
- ④ 指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみ扱い（一部有料）として、排出者が直接搬入する。